



# 電磁的記録による保税台帳の保存 に係る見直しについて

2025年4月1日より、電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、関税法基本通達を改正し、**一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能**になりました。これにより、クラウドサービス等への保存も可能となります。

## 電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を**全て満たす必要**があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷できること
- ② 保税台帳の内容について**必要な程度**で検索できること
- ③ **税関職員**から保税台帳の内容の**提示**又は**提出の要求**があつた場合にその要求に応じること（ダウンロード等）ができること

詳細については、

- ✓ 関税法基本通達（34の2-4、34の2-9）
  - ✓ Q&A（問3・4関連）
- を参照してワン！



保税ポータル

今般の改正でバックアップ・データだけでなく、**保税台帳**そのものをクラウド等に保存できるようになるんだワン！

## 以下の点にご注意ください（Q&Aより抜粋）

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた**事前の届出は不要**としますが、**社内管理規定**に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定してください。
  - ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。
  - ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様にお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。
- 
- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、**引き続き、バックアップ・データを保存する等**により、**情報の消滅がないように十分な措置**を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあつたとしても、**記帳義務**は倉主等に課されています。
- 
- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、**クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能**となります。
  - ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。

適切な記載、適切なシステム入力が、適切な保税台帳に繋がります